

法人事業税の外形標準課税の申告に係る 添付書類の提出について（お願い）

山 口 県

県税事務につきましては、平素から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、外形標準課税の対象法人におかれましては、法人事業税の申告書を提出する際に次の書類を申告書に添付して提出していただきますようお願いいたします。

- | |
|---|
| (1) 法人税別表の写し（主に次のもの）
1、4、5(1)、5(2)、6(1)、6(25)、8(1) |
| (2) 法人税の申告に添付した勘定科目内訳明細書の写し
・貸付金及び受取利息の内訳書
・買掛金(未払金・未払費用)の内訳書
・借入金及び支払利子の内訳書
・役員給与等の内訳書
・地代家賃等の内訳書
・雑益、雑損失等の内訳書 |
| (3) その他付加価値割、資本割の算定にあたって参考となる書類 |
| ※ 県外に本店を有する場合、(1)～(3)の書類の提出は不要です。 |

▼ 後日、申告内容の確認調査にお伺いすることがありますが、上記の書類を事前に提出していただくことによって、調査時間を短縮することができますので、お手数をおかけしますが、何卒御協力をお願いします。

▼ 下記の計算書及び添付書類と併せて提出をお願いします。

〈外形標準課税に係る計算書及び添付書類の提出先〉

◎：すべての法人に提出義務があるもの

○：該当する法人に限り提出義務があるもの

×：提出義務がないもの

提 出 書 類			提 出 先	
様式番号	様 式 名		主たる事務 所等所在の 都 道 府 県	その他の 都道府県
第 6 号 様 式	別表5の2	付加価値額及び資本金等の額の計算書	◎	◎
	別表5の2の2	付加価値額に関する計算書	○	○
	別表5の2の3	資本金等の額に関する計算書（※1）	○	○
	別表5の2の4	特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書	○	○
	別表5の3	報酬給与額に関する明細書	◎	×
	別表5の3の2	労働者派遣等に関する明細書	○	×
	別表5の4	純支払利子に関する明細書	◎	×
	別表5の5	純支払賃借料に関する明細書	◎	×
	別表5の6	国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書	○	○
	別表5の6の2	給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の付加価値額の控除に関する明細書	○	○
	別表5の6の3	給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書	○	○
添付書類(※2)		貸借対照表	◎	◎
		損益計算書	◎	◎

※1 無償増資、無償減資等による欠損填補を行い、「資本金等の額」の算定にあたって調整を行った場合は、その事実・金額を証明する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

※2 貸借対照表、損益計算書については法人税の申告においてe-Taxにより提出している場合は、法人事業税においても提出したものとみなされます。

大法人にかかる税制改正等のお知らせ

1 大法人（外形標準課税対象法人）に対する所得割の軽減税率の見直しについて

令和4年度税制改正により、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税対象法人にかかる所得割の税率が改正されました。

法人の種類	課 税 標 準		令和元年10月1日から 令和4年3月31日まで に開始する事業年度	令和4年4月1日以後 に開始する事業年度
外形標準課税法人 (資本金の額又は出資金の額 が1億円を超える普通法人等)	所得割	年400万円以下の所得	0.4%	1.0% ※軽減税率の廃止
		年400万円～800万円の所得	0.7%	
		年800万円を超える所得	1.0%	
		軽減税率不適用法人 ※	1.0%	
※詳細は税務課ウェブサイト を御参照ください。	付加価値割		1.2%	
	資本割		0.5%	

※軽減税率不適用法人とは、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人をいいます。

2 法人事業税付加価値割における賃上げ促進税制について

令和6年度税制改正により、適用期限を3年延長の上、令和7年4月1日以後に開始する事業年度から、次のとおり見直しが行われました。

改正前	改正後
令和4年4月1日から 令和6年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日から 令和9年3月31日までに開始する事業年度
【要件】(法人税と同様) 継続雇用者の給与総額：対前年度増加率3%以上	【要件】(法人税と同様) 継続雇用者の給与総額：対前年度増加率3%以上 ※中小企業者等が令和7年4月1日から令和9年 3月31日までに開始する事業年度においては 雇用者全体の給与総額：対前年度増加率1.5%以上
【控除額】 雇用者全体の給与総額の対前年度増加額	【控除額】 雇用者全体の給与総額の対前年度増加額

3 大法人の電子申告の義務化について

大法人が行う令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人県民税・事業税等の申告は、e L T A X（エルタックス）により提出しなければならないこととされています。

<対象法人>

次の内国法人が対象となります。

- (1) 事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人
- (2) 相互会社、投資法人及び特定目的会社

<対象申告書>

確定申告書、中間（予定）申告書、修正申告書及びこれらの申告書に添付すべきものとされている書類

<その他>

- ・電子申告がなされない場合には不申告として取り扱われます。
ただし、サイバー攻撃、災害、経営の破綻等によりインターネットが利用できず、電子申告が困難であると認められる場合で、所轄税務署長等の承認を受けたときは、書面により提出することができます。
- ・申告書の添付書類は、e L T A Xによる提出に加え、光ディスクによる提出も可能です。